
第1章 自治会の法人化について

1. 自治会の法人化の趣旨

従来の自治会は法人格を持つことが認められていない、いわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられていました。

このため、土地や建物などの不動産を所有していても自治会名での登記ができず、やむを得ず当時の自治会長の個人名義や複数の役員名義で登記されている場合が往々にしてあり、名義の変更や相続などの手続きが生じたときなどに様々な問題が生じています。

このような問題に対処するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、「一定の要件を満たすことにより、町長の認可を受けて自治会が法人格を取得し、団体名で不動産の登記ができる」ようになりました。

2. 地縁による団体(地縁団体)とは？

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」(地方自治法第260条の2第1項)と定義されています。

これは、「区域に住所を有すること」のみを構成員の資格とした団体であることを指し、自治会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となることができる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

老人会、青年団、女性会(構成員に年齢・性別等特定の属性を必要とする団体)やスポーツ同好会、伝統芸能保存会(活動の目的が限定的に特定されている団体)等の団体は「地縁による団体」には該当しません。

3. 「認可地縁団体」になるためには？

「地縁による団体」が法人格を得る(認可地縁団体となる)には町長の認可が必要です。

認可の目的は「地縁による団体が、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすること」にあり、認可にあっては地方自治法の規定に基づく認可要件を満たさなくてはなりません。

4. 認可の要件

地縁団体の認可を受けるためには、次の4つの要件を満たしていることが必要です。(地方自治法第260条の2)

(1)区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とはスポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する清掃・美化・防災・防犯・親睦行事など一般的な住民自治活動を意味します。

また、目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった

具体的な活動内容も規約上で明らかにする必要があります。

なお、「現にその活動を行っている」と認められるためには、すでに一定の活動が行われている必要があり、前年度又は当該年度の活動報告といったものがそれを証する書類としてみなされます。

(2)「地縁による団体」の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において「地縁による団体」が相当の期間にわたって存続していること。

当該地縁による団体の区域が規約において明示されており、河川・道路等により区域が画されている又は地番により表示されているなど、団体の構成員のみならず、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる必要があります。

また、当該地縁団体が相当の期間にわたって現に安定して存続していることも必要とされています。

(3)「地縁による団体」の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。

「構成員」になり得るのは、「区域に住所を有する個人」です。「世帯」を単位とすることは認められません。

また、区域に住所を有すること以外に、年齢、性別、国籍等の条件を付けることはできません。

なお、「相当数」の判断については、地方自治法上に具体的な定めはありませんが、おおむね区域の住民の過半数が構成員となっていれば、相当数とみなされると判断されます。

(4)規約を定めていること。

規約には、①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていなければなりません。

この8つの事項以外は団体が任意に定めても差し支えないとされています。規約の名称も〇〇会則、××規約など任意の名称でかまいません。

第2章 認可申請の手続

1. 認可申請の流れ

- ①法人化を進めることについて、まず自治会内でよく話し合います。
- ②規約などの新規作成・改正の検討をします。(必要な要件を満たすよう注意してください)
- ③総会を開催し、次の点について議決をします。(「役員会での決定」では認可できません)
 - ❶規約の決定(又は改正)
 - ❷認可申請すること
 - ❸代表者の決定
 - ❹構成員の確定
 - ❺区域の確定
- ④申請書類の作成
- ⑤申請書類を提出(役場総務課)
- ⑥確認・審査(町が申請書類について確認と審査を行います)
- ⑦町長が認可地縁団体として告示を行います。(この告示により不動産登記法の特例(団体名義での登記ができるようになるなど)の前提となる法人格を取得することとなります。)
- ⑧町長から認可書を交付します。

2. 認可申請に必要な書類

(1)認可申請書 ≪6章(1)≫

(2)規約 ≪6章(2)≫

(3)認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 ≪6章(4)≫

認可申請について議決した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印(以下「署名等」という。)があるもの

【署名】議事録署名人がそれぞれ手書きで氏名を記載した場合→印鑑不要

【記名】議事録署名人の氏名を印刷して議事録を作成した場合

→本人確認のために印鑑(認印・シャチハタでもよい)を押してください。

(4)構成員の名簿 ≪6章(6)≫

自治会の構成員全員の氏名、住所を記載した名簿

(5)良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

申請日の属する年度又は前年度の事業報告書・決算書・事業計画書・予算書等

(6)申請者が代表者であることを証する書類等 ≪6章(4)、(7)≫

申請者が自治会長として選出された総会の議事録の写し(議長と議事録署名人の署名等があるものに限り)と承諾書(本人の署名等があるもの)

(7)規約に定める区域を示した図面等

3. 認可・告示

認可申請書類が提出され、要件を満たしていることが確認できた場合には、町はすみやかに地縁団体として認可(以下、「認可地縁団体」という。)し、告示を行います。(認可申請書を提出されてから告示まで概ね1か月かかります。)

この告示は、法人登記と同様の効果を持ちますので、別途法務局へ法人登記は不要です。

4. 認可後に行う手続き

(1) 認可地縁団体の印鑑登録(住民課)【必要な時に】

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。不動産の登記など法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには「印鑑登録証明書」が必要になります。登録できる印鑑は1団体につき1個に限ります。登録した印鑑を亡失した場合や登録を廃止しようとする場合には、登録の廃止の申請が必要です。

●登録申請に必要な書類

(代理人が告示されていて、その方が申請をする場合は委任状が別途必要です)

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書 <<6章(9)>>
- ②代表者個人の印鑑(印鑑登録をしているものに限る)
- ③代表者個人の印鑑登録証明書 1通
- ④登録をする団体の印鑑

●登録をする印鑑は次のようなものは登録できません。

- ①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ②印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの(小さすぎるもの)又は、1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの(大きすぎるもの)
- ③印影を鮮明に表しにくいもの
- ④その他登録しようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

★代表者の変更による団体印鑑の再登録

認可地縁団体の代表者が増えたり減ったりした場合、登録している印鑑自体に変更がなかったとしても、新しい代表者が改めて登録を行うことが義務付けられています。これは商業登記の場合と同様に代表者の変更があった場合には、新旧の代表者間で団体の印鑑が正確に引き継がれる必要があり、この印鑑の適切な管理を担保するために義務付けられているものです。

(2) 各種証明書の発行【必要な時に】

1) 認可地縁団体の証明書(総務課)

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。

●認可地縁団体証明書発行に必要なもの

- ①証明書交付申請書 <<6章(8)>>
- ②手数料300円

2)印鑑登録証明書(住民課)

印鑑登録証明書は原則として代表者のみが申請できます。

(告示されている代理人が申請する際は、委任状が必要です)

●印鑑登録証明書発行に必要なもの

- ①印鑑登録証明書交付申請書《6章(11)》
- ②認可地縁団体の登録印
- ③代表者の実印(町に登録されている個人の印鑑)
- ④手数料300円

(3)不動産登記【必要な時に】

認可地縁団体の名義で不動産登記ができるようになります。登記の際の必要書類等、詳細は法務局にお問い合わせください。

高知地方法務局 香美支局 0887-52-3049

(4)税関係の手続き【認可後速やかに】

認可を受けた地縁団体は、税関係の下記の手続を速やかに行う必要があります。手続きの詳細や必要なものについては、それぞれ下記にお問い合わせください。

税の種類	認可地縁団体		問い合わせ先・提出先
	収益事業※を行わない	収益事業※を行う	
町 税	・法人設立の届出		住民課 82-2500
県 税	・法人設立の届出(認可から2か月以内) ・不動産取得税の申告(不動産登記後)		高知県中央東県税事務所 088-866-8510
国 税	・法人設立の届出(認可から2か月以内) ・収益事業開始の届出		高知税務署 088-822-1123

※収益事業とは・・・法人税法施行令第5条に規定する34業種(物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、貸席業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保険業、芸能教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等業、労働者派遣業)

第3章 認可後の地縁団体の運営、各種手続

1. 認可後の地縁団体の運営

第1章のとおり、認可後の地縁団体は権利能力を持った法人として認可以前とは法的に異なる位置づけがなされます。具体的には以下のような「権利能力」を有するとともに、「義務」が発生することを団体の構成員全員が理解しておく必要があります。

(1) 権利能力

登 記	不動産をはじめとする資産について、団体名義での登記、管理ができるようになります。
法律行為	地域的な共同活動の範囲内において、団体名義での契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。

(2) 義務

地方自治法の規定による運営の義務	【第260条の2】 ①認可地縁団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない(第7項) ②認可地縁団体は、民主的な運営のもとに、自主的に活動するものとし、構成員に対し、不当な差別的取り扱いをしてはならない。(第8項) ③認可地縁団体を特定の政党のために利用してはならない。(構成員の個人としての活動を制限するものではありません。)(第9項) 【第260条の4】 ④毎年度終了時に財産目録<<6章(5)>>を作成し、事務所への備え置きが義務付けられます。 ⑤構成員名簿<<6章(6)>>を備え置き、変更のつど更新することが義務付けられます。 【第260条の13】 ⑥年1回の通常総会の開催が義務付けられます。 など
納税の義務	法人として納税の義務を負います。(減免となる場合もあります。各関係機関へ問い合わせください。)
各種手続の義務 →2. 認可地縁団体の各種変更に伴う手続	規約の変更や、公示事項(代表者や事務所など)が変更になった場合など、さまざまな手続を行う義務があります。手続によっては、それを怠った場合、過料に処せられる場合があります。

代表的な税情報について(詳細は問い合わせ先へお問い合わせください。)

税の種類		認可地縁団体		問い合わせ先・提出先
		収益事業を行わない	収益事業を行う	
町税	法人町民税	要法人住民税確定申告 申告の際、減免申請することで減免を受けることができる	法人税割額、均等割額ともに課税	住民課 82-2500
	固定資産税	課税	課税	
	軽自動車税	申請による減免措置あり	課税	
県税	法人県民税	申請による減免措置あり	法人税割額、均等割額ともに課税	高知県中央東県税事務所 088-866-8510
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	申請による減免措置あり	課税	
国税	法人税	非課税	課税	高知税務署 088-822-1123
	消費税	—	課税(年間売上が1千万円超の場合)	
	登録免許税	課税	課税	

2. 認可地縁団体の各種変更に伴う手続

(1) 告示された事項の変更

認可地縁団体の告示事項に変更があった場合はすみやかに町(総務課)に届出が必要です。
(届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できません。)

告示される事項

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代表者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦代理人の有無(代理人がある場合には、その氏名及び住所)
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

●届出に必要な書類

- ・告示事項変更届出書<<6章(14)>>
- ・総会議事録の写し(議長と議事録署名人の署名等があるもの)<<6章(15)>>
- ・代表者承諾書(日付は新代表就任日で記載してください。)<<6章(7)>>

(2) 規約の変更

認可地縁団体は、規約を変更した場合も、役場総務課に申請が必要です。規約変更をされ

る場合には、その変更が地方自治法の規定に沿った内容である必要がありますので、事前に役場総務課へご相談ください。

●届け出に必要な書類

- ・規約変更認可申請書《6章(12)》
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類（任意様式）《6章(13)》
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）《6章(15)》

3. 認可の取消しと解散

(1) 認可の取消し

認可地縁団体が次のいずれかの場合又は不正な手段によって認可を受けた場合は、町はその認可を取り消すことがあります。

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤認可地縁団体が、適正な規約を持たなくなったとき

(2) 解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当する場合、解散となります。

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）※最も一般的な理由
- ⑤構成員が欠乏したとき
- ⑥合併

認可地縁団体が解散した際には、町長に対して届出（町による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続が必要です。

解散を総会で決議する場合、総会で次の事項について話し合い、議事録に残します。

①解散することについての意思決定

②清算人の確認（もしくは選任）

※一般的に代表者が清算人となることが多いです。ただし、規約に特段の定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。

③残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

※規約で指定したものに帰属します。ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と町長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。これらの手続で処分されない財産は、町に帰属することになります。

町(総務課)に清算人から認可地縁団体解散届出書《6章(19)》を提出してください。(添付書類:議事録(議長及び議事録署名人の署名等があるもの))これを受けて、町は解散の告示を行います。告示が終わると、清算人が記載された公告事項証明書が発行できるようになります。

その他、税関係の手続があります。様式等詳細についてはそれぞれお問い合わせください。

税の種類	地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先・提出先
	収益事業を行わない	収益事業を行う	
町税	法人解散の届出 等		住民課 82-2500
県税	法人解散の届出 等		高知県中央東県税事務所 088-866-8510
国税	法人解散の届出 等		高知税務署 088-822-1123

○認可地縁団体が破産したとき

認可地縁団体が債務を完済することができなくなった(破産した)場合には、裁判所に代表者又は債権者が申し立てを行うことにより、破産手続が開始されます。(裁判所の職権によっても行うことができます。)

この場合、認可地縁団体の解散及び清算については、裁判所の監督下に置いて所要の手続を進めることになり、破産宣告請求を怠ったときなどに非訟事件手続法に基づいて裁判所により過料に処せられることになります。破産手続開始の決定がされた場合は地方裁判所の監督により行います。

高知地方裁判所 高知市丸ノ内1丁目3-5 ☎088-822-0576

(3)清算

①解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任日から2か月以内に、解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は以下にお問い合わせください。

高知官報販売所 高知市本町5丁目2-21 ☎088-872-5866

この官報による公告はたとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性があるため、必ず行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合は、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。これらは地方自治法による法定手続で、省略することができません。これらを怠ると、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

②団体の閉鎖（清算）の手続

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも1回の解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっている期間のため短縮することはできません。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続が終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

(1)決算書をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのか、負債はどうなったのかを報告し、承認を得る。

(2)清算の終了の決議(これを清算結了といいます)を受ける。

③清算結了

総会での清算結了の議決後、町長に認可地縁団体清算結了届出書《6章(20)》を提出します。(添付書類:清算結了の総会の議事録(議長及び議事録署名人の署名等があるもの))これを受けて、町が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

税関係の届出は各機関へお問い合わせください。

4. 認可地縁団体の合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日から認可地縁団体同士の合併に関する規定が新設され、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を合併後の認可地縁団体が承継することが可能となり、清算手続等の事務負担が軽減されます。

合併方法は、「吸収合併」と「新設合併」の二つがあり、「吸収合併」は合併を行う法人のうち、承継する法人を除くすべての法人が消滅します。「新設合併」は、合併を行う法人すべてが消滅し、新しい法人が設立します。なお、認可地縁団体が合併の認可を受けるためには、地方自治法で定められた一定の要件を満たす必要があります。